

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年7月27日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った法24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

本件処分通知書には、却下の理由について、結論のみが記載されているだけで理由が付されておらず、法的根拠の説明もなく、法24条4項の規定に違反する。なお、事前に法的根拠の通知もしておらず、告知義務違反である。

また、請求人の生活実態を確認できなかったのは、実施機関（処分庁）が確認しなかったのが原因であり、実施機関の落ち度である。このほか、本件処分は、法27条、9条及び1条にも違反しており無効である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年2月26日	諮問
平成31年4月23日	審議（第32回第4部会）
令和元年5月28日	審議（第33回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法11条1項は、保護の種類の一つとして、4号に「医療扶助」を掲げており、法15条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助を行うことを定めるとともに、6号において、医療扶助の範囲に「移送」を含むものと規定している。
- (2) 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）によれば、医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合に、医療扶助に係る移送の給付を行うとされている（運営要領第3・9・(2)・ア）。

また、移送の給付については、事前の申請を原則とする（同(3)・ア）が、緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した

後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこととされている（同(3)・ウ）。

- (3) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問13-2（答1）によれば、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じたとき、どの範囲まで最低生活費の認定を事後変更していわゆる追給の措置をとるべきかについて、「最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。」「3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護費の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」とされており、保護変更処分により扶助費の額を遡及変更する限度は、実務上3か月程度と考えられている。

- 2 これを本件についてみると、請求人は、平成29年6月から平成30年3月までの期間に本件医療機関に通院した交通費について、同年7月16日付け各申請書により処分庁宛て事後申請（本件申請）をしたが、請求人からは本件申請が遅れた理由等について説明がなかったことが認められる。そして、担当職員は、本件申請が遅れた理由等を確認するため、同月26日及び27日、請求人の居宅を訪問したが、請求人は不在で状況を確認できなかったことが認められる。

そうすると、本件申請が遅れた理由や請求人の現在の生活実態を確認できない状況から、処分庁が、本件申請に係る交通費合計金6,720円については、既に経常的一般生活費により賄えてお

り、遡及変更して追加支給する必要はないと判断したことについて、不合理な点は認められない。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいて適切になされたものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、第3のとおり主張する。しかし、上記2に述べたとおり、本件処分は法令等の定めに基づいて適切になされたものであり、また、本件処分通知書には処分の理由が具体的に明示されていると認められることから、請求人の主張はいずれも理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美